

# 那 霸 市 公 報

**第 1 5 5 1 号**  
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発行  
 発 行 所  
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 規 則

那 霸 市 予 防 接 種 事 故 災 害 補 償 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 ( 健 康 推 進 課 ) …… 262

### 告 示

景 観 法 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 景 観 計 画 の 策 定 ( 都 市 計 画 課 ) …… 265

平 成 23 年 度 那 霸 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )  
( 国 保 長 寿 医 療 課 ) …… 266

平 成 22 年 度 下 半 期 那 霸 市 の 財 政 ( 財 政 課 ) …… 267

### 公 告

住 民 票 の 職 権 消 除 の 公 示 に つ い て ( 市 民 課 ) …… 282

那 霸 広 域 都 市 計 画 公 園 事 業 の 施 行 に つ い て ( 花 と み ど り 課 ) …… 282

福 州 市 ・ 那 霸 市 友 好 都 市 締 結 30 周 年 記 念 事 業 「 物 産 と 観 光 展 」 委 託 業 務 受 託 事 業 者 の 選 定 結 果 に つ い て ( 平 和 交 流 ・ 男 女 参 画 課 ) …… 283

### 上 下 水 道 局 告 示

那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 新 規 指 定 に つ い て ( 料 金 サ ー ビ ス 課 ) …… 283

### 教 育 委 員 会 規 則

那 霸 市 立 小 学 校 及 び 中 学 校 の 通 学 区 域 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則  
( 総 務 課 ) …… 284

那 霸 市 立 図 書 館 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 及 び 那 霸 市 公 民 館 条 例 の 一 部 を 改 正  
す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則 ( 総 務 課 ) …… 289

## 選挙管理委員会告示

直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 290

---

---

### 規 則

---

---

那覇市規則第33号

平成23年 6 月 15 日

那覇市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

那覇市予防接種事故災害補償規則(平成7年那覇市規則第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、全国市長会予防接種事故賠償補償保険への加入に伴い、本市が実施する法定外の予防接種に係る事故の災害補償について定めるものとする。</p> <p>(補償の対象)</p> <p>第2条 本市は、本市が行政措置として行う法定外の予防接種に起因して、予防接種を受けた者(以下「被接種者」という。)が死亡し、又は被接種者に予防接種法施行令(昭和23年政令第197号。以下「令」という。)別表第2に定める障害が発生した場合において、被接種者又はその相続人に対し、この規則に従い補償を行う。</p> <p>(補償金額)</p> <p>第3条 本市は、<u>前条の事故</u>を発見した日から180日以内に被接種者が死亡し、又は令別表第2に定める障害を被った場合に、次表に定める金額を補償する。ただし、死亡の場合の補償金(以下「死亡補償金」という。)及び障害の場合の補償金(以下「障害補償金」という。)は、<u>重複しては支給しない</u>。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第5条 この規則に定めのない事項については、<u>「全国市長会予防接種事故賠償</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、全国市長会予防接種事故賠償補償保険への加入に伴い、本市が実施する法定外の予防接種に係る事故(以下「<u>予防接種事故</u>」という。)の災害補償について定めるものとする。</p> <p>(補償の対象)</p> <p>第2条 本市は、本市が行政措置として行う法定外の予防接種により、予防接種を受けた者(以下「被接種者」という。)が死亡し、又は被接種者に予防接種法施行令(昭和23年政令第197号。以下「令」という。)別表第2に定める障害が発生した場合において、被接種者又はその相続人に対し、この規則に従い補償を行う。</p> <p><u>2 前項の場合において、本市が他の市町村に委託して行う法定外の予防接種は補償の対象とし、本市が他の市町村から委託を受けて行う法定外の予防接種は補償の対象としない。</u></p> <p>(補償金額)</p> <p>第3条 本市は、<u>予防接種事故</u>を発見した日から180日以内に被接種者が死亡し、又は令別表第2に定める障害を被った場合に、次表に定める金額を補償する。ただし、死亡の場合の補償金(以下「死亡補償金」という。)及び障害の場合の補償金(以下「障害補償金」という。)は、<u>重複して支給しない</u>。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第5条 この規則に定めのない事項については、<u>「全国市長会予防接種事故賠償</u></p>

補償保険契約特約書」、「賠償責任保険普通保険約款」及び「予防接種実施主体特約条項」の規定を準用する。	補償保険特約書」、「賠償責任保険普通保険約款」及び「予防接種実施主体特約条項」の規定を準用する。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

## 付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の第3条の表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に本市が実施する法定外の予防接種について適用し、施行日前に本市が実施する法定外の予防接種については、なお従前の例による。

## [改正前 別記]

## [第3条の表]

種類	補償金額	
死亡補償金	<u>4,280万円</u>	
障害補償金	障害等級1級の場合	<u>4,280万円</u>
	障害等級2級の場合	<u>2,849万9,000円</u>
	障害等級3級の場合	<u>2,175万6,000円</u>
備考 [略]		

## [改正後 別記]

## [第3条の表]

種類	補償金額	
死亡補償金	<u>4,270万円</u>	
障害補償金	障害等級1級の場合	<u>4,270万円</u>
	障害等級2級の場合	<u>2,843万3,000円</u>
	障害等級3級の場合	<u>2,170万6,000円</u>
備考 [略]		

---

---

**告 示**

---

---

**那 霸 市 告 示 第 63 号**  
平成 23 年 5 月 26 日  
掲 示 済

景観法第 8 条第 1 項の規定に基づく景観計画の策定

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく景観計画を策定したので、同法第 9 条第 6 項の規程に基づき、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

- 1 計画の名称  
那 霸 市 景 観 計 画
- 2 景観計画を定める土地の区域  
那 霸 市 全 域
- 3 効力の発生する日  
平 成 24 年 4 月 1 日
- 4 縦覧場所  
那 霸 市 都 市 計 画 部 都 市 計 画 課 ( 新 都 心 銘 苅 庁 舎 5 階 )

## 那 覇 市 告 示 第 69 号

平成 23 年 6 月 15 日

平成 23 年 (2011 年) 5 月那覇市議会臨時会で議決された平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 23 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,250,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,945,810 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 諸収入		千円 1,934,373	千円 2,250,000	千円 4,184,373
	3 雑入	1,930,717	2,250,000	4,180,717
歳 入 合 計		39,695,810	2,250,000	41,945,810

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰上充用金		千円 0	千円 2,250,000	千円 2,250,000
	1 繰上充用金	0	2,250,000	2,250,000
歳 出 合 計		39,695,810	2,250,000	41,945,810

## 那 覇 市 告 示 第 70 号

平成 23 年 6 月 15 日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、平成22年10月1日から平成23年3月31日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

平成22年度下半期那覇市の財政(平成23年3月31日現在)

## 1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

(単位：千円)

区 分	予算現額	上半期	下半期	年 間	年 間	
		収入済額	収入済額	収入済額	収入率	
		支出済額	支出済額	支出済額	執行率	
(1) 一般会計	138,113,455	58,376,002	63,087,033	121,463,035	87.9%	
		54,132,037	71,544,199	125,676,236	91.0%	
(2) 特別会計	66,762,110	18,947,504	35,106,664	54,054,168	81.0%	
		27,084,748	31,024,562	58,109,310	87.0%	
内	土地区画整理事業	2,557,527	342,361	2,067,694	2,410,055	94.2%
			858,859	1,172,809	2,031,668	79.4%
内	国民健康保険事業	41,330,135	11,009,735	19,478,653	30,488,388	73.8%
			17,932,073	18,779,668	36,711,741	88.8%
内	老人保健	224,310	40,911	166,712	207,623	92.6%
			30,562	177,061	207,623	92.6%
内	市街地再開発事業	1,899,377	8,317	1,520,558	1,528,875	80.5%
			19,668	662,707	682,375	35.9%
内	介護保険事業	18,201,762	6,714,646	10,283,587	16,998,233	93.4%
			7,285,613	8,915,445	16,201,058	89.0%
内	後期高齢者医療	2,500,778	807,679	1,565,095	2,372,774	94.9%
			934,118	1,292,507	2,226,625	89.0%
内	病院事業債管理	48,221	23,855	24,365	48,220	100.0%
			23,855	24,365	48,220	100.0%
合 計 (1) + (2)	204,875,565	77,323,506	98,193,697	175,517,203	85.7%	
		81,216,785	102,568,761	183,785,546	89.7%	

## 2 一般会計歳入及び歳出の状況

## 歳 入

(単位：千円)

予算科目	予算現額	上半期 収入済額	下半期 収入済額	年間 収入済額	年間 収入率
市税	39,260,210	22,465,042	16,793,101	39,258,143	100.0%
地方譲与税	733,781	281,695	483,112	764,807	104.2%
地方交付税	12,360,274	8,419,210	4,197,066	12,616,276	102.1%
分担金及び負担金	2,162,165	1,008,002	1,064,313	2,072,315	95.8%
使用料及び手数料	2,712,323	1,302,547	1,314,838	2,617,385	96.5%
国庫支出金	36,786,327	12,038,694	19,821,273	31,859,967	86.6%
県支出金	8,790,922	2,201,808	4,226,046	6,427,854	73.1%
繰入金	3,313,313	852,338	2,460,330	3,312,668	100.0%
繰越金	3,576,409	3,576,409	0	3,576,409	100.0%
諸収入	4,491,041	3,159,661	1,243,714	4,403,375	98.0%
市債	18,910,406	70,300	9,355,206	9,425,506	49.8%
その他	5,016,284	3,000,296	2,128,034	5,128,330	102.2%
合 計	138,113,455	58,376,002	63,087,033	121,463,035	87.9%

## 歳 出

(単位：千円)

予算科目	予算現額	上半期 支出済額	下半期 支出済額	年間 支出済額	年間 執行率
議会費	692,103	339,229	335,854	675,083	97.5%
総務費	17,949,123	7,795,276	7,720,960	15,516,236	86.4%
民生費	53,452,019	20,468,051	30,586,573	51,054,624	95.5%
衛生費	8,633,886	3,343,947	4,671,289	8,015,236	92.8%
労働費	320,385	115,088	156,530	271,618	84.8%
農林水産業費	86,904	35,146	46,735	81,881	94.2%
商工費	1,128,768	525,409	424,946	950,355	84.2%
土木費	22,682,426	6,733,098	11,930,727	18,663,825	82.3%
消防費	2,671,461	1,253,952	1,294,552	2,548,504	95.4%
教育費	16,712,079	7,293,060	6,897,893	14,190,953	84.9%
災害復旧費	4	0	0	0	0.0%
公債費	13,715,223	6,174,534	7,478,140	13,652,674	99.5%
その他	69,074	55,247	0	55,247	80.0%
合 計	138,113,455	54,132,037	71,544,199	125,676,236	91.0%

## 3 市の財産

①土地（道路、公園など）	2,824,974 m <sup>2</sup>
②建物（学校、図書館など）	1,030,821 m <sup>2</sup>
③基金（特定の目的のための資金の積立など）	16,651,799 千円
④有価証券（株券）	3,624,722 千円



## 4 一時借入金の現在額

7,286,000 千円

## 5 市債残高 (一般会計・特別会計)

(単位:千円)

借入先	一般会計	市街地再開発 事業特別会計	合 計
財政融資資金	65,815,960	1,222,200	67,038,160
郵便貯金資金	1,462,619	0	1,462,619
簡易生命保険資金	18,933,288	0	18,933,288
地方公共団体金融機構	10,169,614	0	10,169,614
国の予算貸付等	281,100	163,900	445,000
市中銀行	21,077,571	0	21,077,571
その他の金融機関	852,418	0	852,418
共済等	6,607,022	332,081	6,939,103
その他	343,264	0	343,264
合 計	125,542,856	1,718,181	127,261,037

※その他は沖縄県貸付資金 (市町村振興資金貸付基金及び交通方法変更記念特別事業貸付基金) である。

## 6 市民 1 人当たり行政経費及び市税負担額 (一般会計)

平成23年 3 月 31 日現在人口 318,266 人 (外国人登録人口を含む)

市民 1 人当たり行政経費 433,956 円

市民 1 人当たり市税負担額 123,357 円

(単位:円)

1 人当たり行政経費	433,956
議会費	2,174
総務費	56,397
民生費	167,948
衛生費	27,128
労働費	1,006
農林水産業費	273
商工費	3,547
土木費	71,269
消防費	8,394
教育費	52,510
災害復旧費	0
公債費	43,093
その他	217

## 7 平成22年度予算総括表

(単位：千円)

会 計 別	平成22年度 当初予算	平成21年度 当初予算	増減額	平成22 年度対 前年度 増減率	平成21 年度対 前年度 増減率	
一般会計	123,962,000	114,354,000	9,608,000	8.4%	0.0%	
特別会計	62,692,163	59,538,961	3,153,202	5.3%	△3.3%	
内 訳	土地区画整理事業	1,979,246	2,074,069	△94,823	△4.6%	△31.2%
	国民健康保険事業	39,569,820	37,773,138	1,796,682	4.8%	5.8%
	老人保健	246,172	324,725	△78,553	△24.2%	△85.7%
	市街地再開発事業	1,536,611	1,272,601	264,010	20.7%	△60.3%
	介護保険事業	16,883,732	15,787,081	1,096,651	6.9%	5.3%
	後期高齢者医療	2,421,412	2,306,033	115,379	5.0%	△4.9%
	病院事業債管理	55,170	1,314	53,856	4,098.6%	皆増
合 計	186,654,163	173,892,961	12,761,202	7.3%	△1.1%	

## 那覇市上下水道局業務の状況の公表 (水道事業)

## 1 事業の概要

## 主要統計

平成23年3月31日現在

項 目	単 位	実 績
給水人口	人	315,760
給水戸数	戸	149,365
給水栓数	栓	102,510
総配水量	m <sup>3</sup>	38,327,506
一日平均配水量	m <sup>3</sup>	105,007
一日最大配水量	m <sup>3</sup>	113,580
有収水量	m <sup>3</sup>	37,152,167
有収率	%	96.93

## 水道料金調定・収納状況

平成23年3月31日現在 (税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	未納額 (円)
7,883,742,000	7,859,119,951	6,568,239,920	83.57	1,290,880,031

## 2 計理の状況

## 予算の執行状況

## (1) 収益的収入及び支出

## 収 入

(単位:円)

区 分		予 算 額	調 定 額		執行率		調 定 額		執行率		備考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計			
第1款	水道事業収益	8,453,517,000	3,980,227,177	47.08%	4,454,539,967	52.70%	8,434,767,144	99.78%			
	第1項 営業収益	8,192,897,000	3,888,417,083	47.46%	4,273,571,723	52.16%	8,161,988,806	99.62%			
	第2項 営業外収益	220,204,000	51,411,925	23.35%	180,909,433	82.15%	232,321,358	105.50%			
	第3項 特別利益	40,416,000	40,398,169	99.96%	58,811	0.14%	40,456,980	100.10%			

## 支 出

(単位:円)

区 分		予 算 額	執 行 額		執行率		執 行 額		執行率		備考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計			
第1款	水道事業費用	7,599,159,000	3,061,126,100	40.28%	4,451,431,080	58.58%	7,512,557,180	98.86%			
	第1項 営業費用	7,290,108,000	2,967,822,220	40.71%	4,258,520,217	58.42%	7,226,342,437	99.13%			
	第2項 営業外費用	276,075,000	88,657,258	32.12%	186,414,936	67.52%	275,072,194	99.64%			
	第3項 特別損失	14,476,000	4,646,622	32.10%	6,495,927	44.87%	11,142,549	76.97%			
	第4項 予備費	18,500,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%			

## (2) 資本的収入及び支出

## 収 入

(単位:円)

区 分		予 算 額	調 定 額		執行率		調 定 額		執行率		備考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計			
第1款	資本的収入	295,466,000	98,002,269	33.17%	198,639,600	67.23%	296,641,869	100.40%			
	第1項 補助金	260,000,000	83,000,000	31.92%	177,000,000	68.08%	260,000,000	100.00%			
	第2項 出資金	8,232,000	0	0.00%	9,407,000	114.27%	9,407,000	114.27%			
	第3項 固定資産売却代金	15,001,000	15,002,269	100.01%	0	0.00%	15,002,269	100.01%			
	第4項 その他資本収入	1,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%			
	第5項 他会計貸付金償還金	12,232,000	0	0.00%	12,232,600	100.00%	12,232,600	100.00%			

## 支 出

(単位:円)

区 分		予 算 額	執 行 額		執行率		執 行 額		執行率		備考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計			
第1款	資本的支出	1,408,486,000	297,995,265	21.16%	1,090,828,640	77.44%	1,388,823,905	98.60%			
	第1項 建設改良費	1,034,861,000	109,368,986	10.57%	910,833,468	88.01%	1,020,202,454	98.58%			
	第2項 企業債償還金	352,944,000	188,626,279	53.44%	164,314,196	46.56%	352,940,475	100.00%			
	第3項 その他資本的支出	15,681,000	0	0.00%	15,680,976	100.00%	15,680,976	100.00%			
	第4項 予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%			

## 平成22年度損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位: 円)

1 営業収益	(上半期)	(下半期)	(年間計)		
(1) 給水収益	3,550,592,961	3,934,878,019	7,485,470,980		
(2) その他営業収益	<u>147,583,014</u>	<u>149,661,714</u>	<u>297,244,728</u>	<u>7,782,715,708</u>	
2 営業費用					
(1) 配水費	1,847,028,256	2,571,566,661	4,418,594,917		
(2) 給水費	111,098,631	378,446,723	489,545,354		
(3) 漏水防止費	20,667,812	37,689,008	58,356,820		
(4) 業務費	152,712,138	177,403,046	330,115,184		
(5) 総係費	221,088,119	420,458,369	641,546,488		
(6) 減価償却費	520,160,000	525,968,477	1,046,128,477		
(7) 資産減耗費	<u>3,295,000</u>	<u>1,957,656</u>	<u>5,252,656</u>	<u>6,989,539,896</u>	
営業利益					793,175,812
3 営業外収益					
(1) 受取利息	6,770,709	28,323,994	35,094,703		
(2) 補償金	2,979,000	101,433,000	104,412,000		
(3) 土地物件収益	32,986,055	33,095,068	66,081,123		
(4) 他会計負担金	3,065,000	8,991,000	12,056,000		
(5) 雑収益	<u>4,171,485</u>	<u>7,620,638</u>	<u>11,792,123</u>	<u>229,435,949</u>	
4 営業外費用					
(1) 支払利息	88,657,258	84,505,627	173,162,885		
(2) 雑支出	<u>0</u>	<u>1,059,734</u>	<u>1,059,734</u>	<u>174,222,619</u>	<u>55,213,330</u>
経常利益					848,389,142
5 特別利益					
(1) 固定資産売却益	39,997,731	0	39,997,731		
(2) 過年度損益修正益	<u>381,379</u>	<u>56,017</u>	<u>437,396</u>	<u>40,435,127</u>	
6 特別損失					
(1) 固定資産売却損	3,321,697	0	3,321,697		
(2) 過年度損益修正損	<u>1,267,332</u>	<u>6,186,668</u>	<u>7,454,000</u>	<u>10,775,697</u>	<u>29,659,430</u>
当年度純利益					878,048,572
前年度繰越利益剰余金					0
当年度未処分利益剰余金					<u>878,048,572</u>

## 平成22年度貸借対照表

(平成23年3月31日)

(単位:円)

		資 産 の 部	
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		1,070,849,302
ロ	建 物	2,244,843,504	
	減価償却累計額	<u>534,132,750</u>	1,710,710,754
ハ	構 築 物	36,349,883,063	
	減価償却累計額	<u>13,425,843,091</u>	22,924,039,972
ニ	機 械 及 び 装 置	2,381,227,954	
	減価償却累計額	<u>933,924,843</u>	1,447,303,111
ホ	車 両 運 搬 具	28,885,797	
	減価償却累計額	<u>17,660,634</u>	11,225,163
ヘ	工 具 器 具 及 び 備 品	413,862,023	
	減価償却累計額	<u>270,962,907</u>	142,899,116
ト	建 設 仮 勘 定		<u>70,484,333</u>
	有形固定資産合計		27,377,511,751
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ	電 話 加 入 権		<u>913,300</u>
	無形固定資産合計		913,300
(3) 投 資			
イ	長 期 貸 付 金		73,395,600
ロ	そ の 他 投 資		<u>2,405,000</u>
	投資合計		<u>75,800,600</u>
	固定資産合計		27,454,225,651
2 流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		5,909,297,171
(2)	未 収 金		1,468,493,264
(3)	貯 蔵 品		59,479,296
(4)	前 払 金		<u>0</u>
	流動資産合計		<u>7,437,269,731</u>
	資産合計		<u>34,891,495,382</u>

## 負 債 の 部

## 3 固 定 負 債

## (1) 引 当 金

イ 退職給与引当金

270,889,782

ロ 修繕引当金

809,783,000

1,080,672,782

## (2) その他固定負債

0

固 定 負 債 合 計

1,080,672,782

## 4 流 動 負 債

## (1) 未 払 金

791,603,572

## (2) 前 受 金

40,000

## (3) 預 り 金

117,970,696

流 動 負 債 合 計

909,614,268

負 債 合 計

1,990,287,050

## 資 本 の 部

## 5 資 本 金

## (1) 自 己 資 本 金

9,015,580,799

## (2) 借 入 資 本 金

イ 企 業 債

4,566,754,855

借 入 資 本 金 合 計

4,566,754,855

資 本 金 合 計

13,582,335,654

## 6 剰 余 金

## (1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額

625,467,017

ロ 国庫(県)補助金

14,962,673,576

ハ 寄 付 金

70,000,000

ニ 工 事 負 担 金

1,804,535,921

ホ 補 償 金

166,663,131

資 本 剰 余 金 合 計

17,629,339,645

## (2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金

811,484,461

ロ 当年度未処分利益剰余金

878,048,572

利 益 剰 余 金 合 計

1,689,533,033

剰 余 金 合 計

19,318,872,678

資 本 合 計

32,901,208,332

負 債 資 本 合 計

34,891,495,382

(注) 退職給与引当金計上額

76,747,689円

(注) 修繕引当金計上額

7,672,665円

(注) 国庫補助金返還金

15,680,976円

## 3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財政融資資金	3,104,297,947	0	206,685,773	2,897,612,174
地方公共団体金融機構	1,815,397,383	0	146,254,702	1,669,142,681
計	4,919,695,330	0	352,940,475	4,566,754,855

一時借入金 なし

## 那覇市上下水道局業務の状況の公表 (下水道事業)

## 1 事業の概要

## 主要統計

平成23年3月31日現在

項 目	単 位	実 績
使用戸数	戸	136,635
検針栓数	栓	85,967
総排水量	ms	34,560,914
有収水量	ms	34,561,003
有収率	%	99.99

## 下水道使用料調定・収納状況

平成23年3月31日現在 (税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	未納額 (円)
3,404,976,000	3,409,234,555	2,772,245,352	81.32	636,989,203

## 2 計理の状況

## 予算の執行状況

## (1) 収益的収入及び支出

## 収 入

(単位:円)

区 分		予 算 額	調 定 額		執 行 率		調 定 額		執 行 率		備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計			
第1款	下水道事業収益	3,960,042,000	1,807,689,359	45.8%	2,065,539,508	53.5%	3,873,228,767	100.3%			
	第1項 営業収益	3,435,929,000	1,621,967,491	47.6%	1,788,474,954	52.5%	3,410,442,355	100.1%			
	第2項 営業外収益	451,873,000	184,750,528	40.9%	272,817,515	60.3%	457,568,043	101.3%			
	第3項 特別利益	2,235,000	971,330	43.4%	4,247,039	190.0%	5,218,369	233.4%			

## 支 出

(単位:円)

区 分		予 算 額	執 行 額		執 行 率		執 行 額		執 行 率		備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計			
第1款	下水道事業費用	3,780,656,000	1,459,344,390	38.6%	2,295,854,512	60.7%	3,755,198,802	99.3%			
	第1項 営業費用	3,146,260,000	1,177,411,635	37.4%	1,900,118,535	62.3%	3,137,530,170	99.7%			
	第2項 営業外費用	608,041,000	281,092,557	46.2%	325,822,411	53.7%	607,904,968	99.9%			
	第3項 特別損失	11,877,000	840,066	7.0%	8,913,566	75.0%	9,753,094	82.1%			
	第4項 予備費	14,478,000	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%			



## (2) 資本的収入及び支出

## 収 入

(単位:円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執 行 率	調 定 額	執 行 率	調 定 額	執 行 率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本的収入	2,703,738,256	264,745,799	9.79%	2,159,944,382	79.89%	2,424,690,181	89.68%	
	第1項 企業債	1,351,800,000	0	0.00%	1,227,100,000	90.78%	1,227,100,000	90.78%	
	第2項 補助金	578,789,256	0	0.00%	423,016,236	73.09%	423,016,236	73.09%	
	第3項 出資金	770,567,000	263,094,699	34.14%	508,006,576	65.93%	771,101,275	100.07%	
	第4項 その他資本収入	2,582,000	1,651,100	63.95%	1,821,570	70.55%	3,472,670	134.50%	

## 支 出

(単位:円)

区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	執 行 額	執 行 率	執 行 額	執 行 率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本的支出	3,567,910,260	779,963,431	21.86%	2,412,497,057	67.62%	3,192,460,488	89.48%	
	第1項 建設改良費	1,565,572,260	218,582,899	13.96%	977,954,592	62.47%	1,196,537,491	76.43%	
	第2項 企業債償還金	1,980,000,000	558,583,532	28.21%	1,421,415,570	71.79%	1,979,999,102	100.00%	
	第3項 他会計借入金償還金	12,233,000	0	0.00%	12,232,600	100.00%	12,232,600	100.00%	
	第4項 投資	5,000,000	2,797,000	55.94%	790,000	15.8%	3,587,000	71.74%	
	第5項 その他資本的支出	105,000	0	0.00%	104,295	99.33%	104,295	99.33%	
	第6項 予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

## 平成22年度損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位: 円)

	(上半期)	(下半期)	(年間計)	
1 営業収益				
(1) 下水道使用料	1,552,514,560	1,694,594,219	3,247,108,779	
(2) その他営業収益	<u>107,300</u>	<u>1,100,500</u>	<u>1,207,800</u>	<u>3,248,316,579</u>
2 営業費用				
(1) 管渠費	53,929,403	228,133,489	282,062,892	
(2) ポンプ場費	15,768,964	16,707,683	32,476,647	
(3) 排水設備費	40,513,189	41,964,448	82,447,637	
(4) 業務費	639,763,218	1,180,167,484	1,819,930,702	
(5) 総係費	67,831,189	120,049,337	187,880,526	
(6) 減価償却費	328,615,000	305,518,695	634,133,695	
(7) 資産減耗費	<u>0</u>	<u>1,885,328</u>	<u>1,885,328</u>	<u>3,040,817,427</u>
営業利益				207,499,152
3 営業外収益				
(1) 受取利息	1,003,514	742,141	1,745,655	
(2) 他会計補助金	165,307,301	242,710,530	408,017,831	
(3) 他会計負担金	1,418,000	4,120,000	5,538,000	
(4) 補償金	0	7,626,500	7,626,500	
(5) 雑収益	<u>16,246,873</u>	<u>16,839,434</u>	<u>33,086,307</u>	456,014,293
4 営業外費用				
(1) 支払利息	281,092,557	272,851,211	553,943,768	
(2) 雑支出	<u>0</u>	<u>651,418</u>	<u>651,418</u>	<u>554,595,186</u>
経常利益				108,918,259
5 特別利益				
(1) 過年度損益修正益	<u>925,080</u>	<u>4,044,807</u>	<u>4,969,887</u>	4,969,887
6 特別損失				
(1) 過年度損益修正損	800,096	3,324,339	4,124,435	
(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>5,423,017</u>	<u>5,423,017</u>	<u>9,547,452</u>
当年度純利益				104,340,694
前年度繰越利益剰余金				<u>56,592,200</u>
当年度未処分利益剰余金				<u>160,932,894</u>

## 平成22年度貸借対照表

(平成23年3月31日)

(単位:円)

## 資 産 の 部

## 1 固 定 資 産

## (1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		310,943,638	
ロ 建 物	113,430,973		
減価償却累計額	<u>9,805,785</u>	103,625,188	
ハ 構 築 物	37,162,199,521		
減価償却累計額	<u>2,354,990,765</u>	34,807,208,756	
ニ 機 械 及 び 装 置	471,035,943		
減価償却累計額	<u>69,192,495</u>	401,843,448	
ホ 車 両 運 搬 具	2,978,794		
減価償却累計額	<u>2,062,370</u>	916,424	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	40,904,702		
減価償却累計額	<u>23,061,928</u>	17,842,774	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>480,665,518</u>	
有形固定資産合計			36,123,045,746

## (2) 無 形 固 定 資 産

イ 施 設 利 用 権		<u>4,963,152,718</u>	
無形固定資産合計			4,963,152,718

## (3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金		8,877,574	
イ その他投資		<u>4,147,000</u>	
投資合計			<u>13,024,574</u>

固定資産合計			<u>41,099,223,038</u>
--------	--	--	-----------------------

## 2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		864,049,565	
-------------	--	-------------	--

(2) 未 収 金		958,446,750	
-----------	--	-------------	--

(3) 前 払 金		<u>84,772,800</u>	
-----------	--	-------------------	--

流動資産合計			<u>1,907,269,115</u>
--------	--	--	----------------------

資産合計			<u>43,006,492,153</u>
------	--	--	-----------------------

## 負 債 の 部

## 3 固 定 負 債

## (1) 引 当 金

イ 退職給与引当金

151,828,431

ウ 修繕引当金

272,017,000423,845,431

固 定 負 債 合 計

423,845,431

## 4 流 動 負 債

## (1) 未 払 金

476,871,807

## (2) 預 り 金

12,944,830

流 動 負 債 合 計

489,816,637

負 債 合 計

913,662,068

## 資 本 の 部

## 5 資 本 金

## (1) 自 己 資 本 金

6,562,117,006

## (2) 借 入 資 本 金

イ 企 業 債

12,949,600,644

ロ 他 会 計 借 入 金

73,395,600

借 入 資 本 金 合 計

13,032,996,244

資 本 金 合 計

19,595,113,250

## 6 剰 余 金

## (1) 資 本 剰 余 金

イ 受 贈 財 産 評 価 額

295,438,980

ロ 国 庫 ( 県 ) 補 助 金

22,041,344,961

資 本 剰 余 金 合 計

22,336,783,941

## (2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金

0

ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金

160,932,894

利 益 剰 余 金 合 計

160,932,894

剰 余 金 合 計

22,497,716,835

資 本 合 計

42,092,830,085

負 債 資 本 合 計

43,006,492,153

(注) 退職給与引当金計上額 34,737,000円

(注) 修繕引当金計上額 39,714,098円

(注) 国庫補助金取崩額 4,314,208円

## 3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財政融資資金	6,491,744,750	0	534,606,212	5,957,138,538
地方公共団体金融機構	7,630,025,232	850,700,000	789,101,051	7,691,624,181
簡易生命保険資金	4,367,298,527	0	468,049,902	3,899,248,625
琉球銀行	1,203,776,000	376,400,000	63,464,000	1,516,712,000
沖縄銀行	177,114,000	0	74,144,000	102,970,000
沖縄海邦銀行	32,000,000	0	32,000,000	0
沖縄県農業共同組合	4,600,000	0	4,600,000	0
計	19,906,558,509	1,227,100,000	1,965,965,165	19,167,693,344

その他借入金

独立行政法人都市再生機構	192,913,950	0	14,033,937	178,880,013
那覇市水道事業会計	85,628,200	0	12,232,600	73,395,600
計	278,542,150	0	26,266,537	252,275,613

一時借入金 なし

---

---

**公 告**

---

---

**那覇市公告第 33 号**  
平成 23 年 6 月 1 日  
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

---

**那覇市公告第 34 号**  
平成 23 年 6 月 2 日  
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 44 年建設省令第 53 条）第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称  
那覇広域都市計画公園事業 6・5・那 1 号奥武山公園
2. 施行者の名称  
沖縄県
3. 事務所の所在地  
那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
4. 事業地  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 なし
5. 事業施行期間  
昭和 47 年 9 月 28 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所  
那覇市 建設管理部 花とみどり課

## 那霸市公告第 45 号

平成 23 年 6 月 15 日

福州市・那霸市友好都市締結 30 周年記念事業「物産と観光展」委託業務受託事業者の選定結果について

福州市・那霸市友好都市締結 30 周年記念事業「物産と観光展」委託業務の受託者選定について、福州市・那霸市友好都市締結 30 周年記念事業「物産と観光展」委託業者選定委員会における、福州市・那霸市友好都市締結 30 周年記念事業「物産と観光展」委託業務受託事業者選定手続要項に基づく選定結果を、次のとおり告示いたします。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 委託業務名  
福州市・那霸市友好都市締結 30 周年記念事業「物産と観光展」委託業務
- 2 受託事業者  
名 称 株式会社 沖縄県物産公社  
所在地 那霸市字小禄 1 8 3 1 - 1 沖縄産業支援センター 7 階  
代表者 代表取締役社長 金城 秀雄
- 3 委託期間  
契約締結の日から平成 24 年 3 月 31 日まで

---

---

**上下水道局告示**

---

---

那霸市上下水道局告示第 4 号

平成 23 年 5 月 27 日

掲 示 済

那霸市排水設備指定工事店の新規指定について

那霸市下水道条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那霸市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

## 新 規 指 定

指定(登録)番号 第 439 号  
 指定工事店名 ヲギ設備  
 営業所所在地 那覇市与儀 2 丁目 22 番 8 号  
 代表者名 城間 武夫  
 有効期間 自 平成 23 年 5 月 25 日  
 至 平成 28 年 3 月 31 日

---



---

**教育委員会規則**


---



---

那覇市教育委員会規則第 7 号  
 平成 23 年 5 月 23 日  
 施 行 済

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会  
 委 員 長 城 間 勝

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則  
 この規則は、平成23年5月23日から施行する。



[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
高良小学校	<p>字宇栄原1番地～34番地(1番地1は宇栄原小学校)、38番地～41番地、 76番地、83番地～85番地、412番地～439番地、442番地～495番地、 497番地～535番地、621番地～712番地、714番地～718番地、721番 地、723番地～752番地、763番地、772番地、774番地～782番地</p> <p>字具志(全部) 具志1丁目～3丁目(全部) 字高良(全部) 高良1丁目～2丁目(全部) 字宮城(全部) 宮城1丁目(全部)</p>
宇栄原小学校	<p>字宇栄原1番地1、496番地、536番地～620番地、713番地、719番地～ 720番地、722番地、753番地～762番地、764番地～771番地、773番 地、783番地～863番地、865番地、867番地～898番地、900番地、 904番地～907番地、911番地～952番地(938番地2～938番地3は小禄 南小学校)、956番地～958番地、968番地～971番地(968番地2～968 番地3、968番地9は小禄南小学校)、974番地～978番地、987番地～ 999番地、1006番地～1011番地、1013番地～1054番地</p> <p>字小禄663番地、665番地、1059番地、1061番地～1097番地、1238番 地～1241番地、1280番地～1285番地、1287番地～1307番地、1344 番地～1345番地、1350番地～1351番地、1353番地～1354番地、1363 番地～1369番地、1371番地～1388番地、1394番地～1399番地、1401 番地～1407番地、1410番地、1422番地～1444番地、1448番地、1450 番地、1454番地～1456番地、1458番地～1478番地、1481番地～1534 番地、1594番地、1596番地～1667番地</p> <p>小禄1丁目30番～42番 小禄2丁目3番地～11番地 小禄3丁目(全部) 小禄4丁目3番地、4番地9～4番地11</p>
[略]	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
高良小学校	<p>字宇栄原446番地～447番地、458番地～462番地、476番地、489番地、  <u>493番地～495番地、497番地～501番地、503番地～515番地、522番地、</u>  <u>527番地、621番地、625番地～630番地、633番地～637番地、</u>  <u>642番地～644番地、652番地～655番地、657番地～662番地、666番地、</u>  <u>668番地～712番地、714番地～718番地、721番地、723番地～</u>  <u>752番地、763番地、772番地、774番地～782番地</u>  <u>宇栄原5丁目1番～2番、7番、28番～30番、32番</u>  <u>宇栄原6丁目(全部)</u>            字具志(全部)            具志1丁目～3丁目(全部)            字高良(全部)            高良1丁目～2丁目(全部)            字宮城(全部)            宮城1丁目(全部)</p>
宇栄原小学校	<p>字宇栄原496番地、577番地、595番地、620番地、713番地、719番地            ～720番地、722番地、753番地～762番地、764番地～771番地、773            番地、783番地～788番地、792番地～795番地、797番地～804番地、  <u>807番地～811番地、813番地～826番地、853番地～863番地、865番</u>  <u>地、867番地～874番地、907番地、911番地、920番地、925番地～</u>  <u>943番地(938番地2～938番地3は小禄南小学校)、946番地～948番</u>  <u>地、950番地～952番地、956番地～958番地、968番地～971番地(968</u>  <u>番地2～968番地3、968番地9は小禄南小学校)、976番地～978番地、</u>  <u>987番地～988番地、994番地～999番地、1006番地～1011番地、1013</u>  <u>番地～1029番地、1036番地、1053番地</u>  <u>宇栄原4丁目(全部)</u>  <u>宇栄原5丁目11番～12番</u>            字小禄663番地、665番地、1059番地、1061番地～1097番地、1238番            地～1241番地、1280番地～1285番地、1287番地～1307番地、1344            番地～1345番地、1350番地～1351番地、1353番地～1354番地、1363            番地～1369番地、1371番地～1388番地、1394番地～1399番地、1401            番地～1407番地、1410番地、1422番地～1444番地、1448番地、1450            番地、1454番地～1456番地、1458番地～1478番地、1481番地～1534            番地、1594番地、1596番地～1667番地            小禄1丁目30番～42番            小禄2丁目3番地～11番地            小禄3丁目(全部)            小禄4丁目3番地、4番地9～4番地11</p>
[略]	

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第3条関係)

中学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
小禄中学校	<p>字宇栄原1番地～34番地、38番地～41番地、76番地、83番地～85番地、 412番地～439番地、442番地～863番地、865番地、867番地～898番 地、900番地、904番地～907番地、911番地～971番地、974番地～ 1054番地</p> <p>宇栄原2丁目1番～5番、13番～14番、16番～17番、18番7号～18番34 号、19番～25番</p> <p>宇栄原3丁目1番～14番、18番～21番</p> <p>字小禄766番地～793番地、843番地～887番地、889番地～894番地、 901番地～933番地、935番地～937番地、941番地～942番地、959番 地～985番地、990番地、1012番地、1017番地～1024番地、1027番 地</p> <p>小禄3丁目11番地～12番地</p> <p>小禄4丁目3番地～13番地、19番地、20番地1～20番地11、20番地15 ～20番地20、21番地～22番地</p> <p>小禄5丁目18番地</p> <p>字具志(全部)</p> <p>具志1丁目～3丁目(全部)</p> <p>字高良(全部)</p> <p>高良1丁目～2丁目(全部)</p> <p>高良3丁目10番、12番～18番</p> <p>字宮城(全部)</p> <p>宮城1丁目(全部)</p>
[略]	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第3条関係)

中学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
小禄中学校	<p>字宇栄原446番地～447番地、458番地～462番地、476番地、489番地、  <u>493番地～501番地、503番地～515番地、522番地、527番地、577番地、</u>  <u>595番地、620番地～621番地、625番地～630番地、633番地～</u>  <u>637番地、642番地～644番地、652番地～655番地、657番地～662番地、</u>  <u>666番地、668番地～788番地、792番地～795番地、797番地～</u>  <u>804番地、807番地～811番地、813番地～826番地、853番地～863番地、</u>  <u>865番地、867番地～874番地、907番地、911番地、920番地、</u>  <u>925番地～943番地、946番地～948番地、950番地～971番地、976番地</u>  <u>～988番地、994番地～1029番地、1036番地、1053番地</u></p> <p>宇栄原2丁目1番～5番、13番～14番、16番～17番、18番7号～18番34号、19番～25番</p> <p>宇栄原3丁目1番～14番、18番～21番</p> <p><u>宇栄原4丁目(全部)</u></p> <p><u>宇栄原5丁目1番～2番、7番、11番～12番、28番～30番、32番</u></p> <p><u>宇栄原6丁目(全部)</u></p> <p>字小禄766番地～793番地、843番地～887番地、889番地～894番地、  901番地～933番地、935番地～937番地、941番地～942番地、959番地～  985番地、990番地、1012番地、1017番地～1024番地、1027番地</p> <p>小禄3丁目11番地～12番地</p> <p>小禄4丁目3番地～13番地、19番地、20番地1～20番地11、20番地15～  20番地20、21番地～22番地</p> <p>小禄5丁目18番地</p> <p>字具志(全部)</p> <p>具志1丁目～3丁目(全部)</p> <p>字高良(全部)</p> <p>高良1丁目～2丁目(全部)</p> <p>高良3丁目10番、12番～18番</p> <p>字宮城(全部)</p> <p>宮城1丁目(全部)</p>
[略]	

備考 [略]

那覇市教育委員会規則第 8 号  
平成 23 年 5 月 25 日  
施 行 済

那覇市立図書館条例の一部を改正する条例及び那覇市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会  
委 員 長 城 間 勝

那覇市立図書館条例の一部を改正する条例及び那覇市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市立図書館条例の一部を改正する条例(平成22年那覇市条例第35号)及び那覇市公民館条例の一部を改正する条例(平成22年那覇市条例第38号)の施行期日は、平成23年7月8日とする。

## 選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 4 号  
平成 23 年 6 月 2 日  
掲 示 済

### 直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 亀 島 賢 優

- |                           |               |
|---------------------------|---------------|
| 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 4 , 9 4 7 人   |
| 2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数  | 8 2 , 4 4 1 人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数  | 4 1 , 2 2 1 人 |